

前橋市立元総社中学校「いじめ防止基本方針」

I 基本理念

1 いじめに対する基本認識

いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るという認識で対応する。

2 未然防止に向けて

人権尊重の教育活動を展開し、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

3 早期発見に向けて

生徒の小さな変化や、気になる行為を見取り、情報を共有する。

4 早期解消に向けて

いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

II いじめ防止等のための組織（いじめ対策委員会）

1 組織の設置

(1) 構成員は校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年生徒指導担当。

(2) 開催日は、毎週月曜日の4校時に開催している「生徒指導部会」を兼ねる。

2 組織の主な役割

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

(3) 生徒と保護者及び地域への情報発信と意識啓発

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

III 具体的な取組

1 未然防止に向けての取組

(1) 学習指導の充実

「わかる」「楽しい」授業づくりを展開し、生徒に自己肯定感や充実感をもたせる。

(2) 人権教育の充実

認め合う学級・学校の雰囲気づくりや、共に成長していく意識づくりを推進する。

(3) 特別活動の充実

生徒の主体性を伸ばす「生徒会活動」や「部活動」、「学校行事」等を通して豊かな人間関係づくりを推進する。

(4) 学校・家庭・地域等の連携

学校の様子を積極的に発信するとともに、家庭・地域との連携を図り、多くの大人の目で子どもたちを見守るための体制づくりを推進する。

2 早期発見に向けての取組

(1) 教員による発見

生徒のささいな変化や気になる様子に気を配り、情報を共有し、教員が組織的に生徒を見守る体制を作る。

(2) 生徒からのサインをキャッチ

生活ノートや生活アンケート、「個人面談」などを利用し、生徒からの小さなサインを見逃さない。

(3) 保護者や地域の方々との連携

保護者や地域の方々、日頃の取組などに関する情報を共有し、保護者や地域の方々との協力しながら生徒の健全育成を推進する。

3 早期解決に向けての取組

(1) 組織としての動き

いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

(2) 被害生徒への対応

被害生徒を守り通す姿勢で対応する。

(3) 加害生徒への対応

加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

(4) 保護者・関係機関との連携

教職員の共通理解、保護者との協力、関係機関との連携を図る。

IV 重大事態の発生に対して

- 1 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」（別紙）に基づいて、対応する。
- 2 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応し、調査結果については被害生徒と保護者に対して適切に情報を提供する。

V その他

1 学校の取組に対する評価と改善

いじめ防止基本方針並びに、具体的な取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組に改善していく。

2 学校におけるいじめ防止活動について、家庭、地域への情報発信をしていく。